

特定非営利活動法人 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を酒田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益の理念によって先人が植栽し、今も公益の役割を果たしている庄内海岸のクロマツ林を理解し、啓発に努め、その環境を保全し、健全で有用な砂防林として未来に引き継ぐことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

環境の保全を図る活動。

社会教育の推進を図る活動。

子どもの健全育成を図る活動。

まちづくりの推進を図る活動。

地域安全活動。

国際協力の活動。

前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

庄内海岸砂防林の保全整備。

歴史的遺産としてのクロマツ林の公益性を啓発するための企画。

クロマツ林の歴史資料の保存管理を図り合わせて国際交流に資する。

間伐材などの有効利用と継続可能資源としての研究開発。

砂防林に親しみ、癒される体験型観光の提言立案。

子どもたちや高齢者の心身の健康に供する作業企画。

その他、この法人の目的を達成するための事業。

(2) 収益事業

森林資源を利用した観光土産品や製品の開発製造販売。

木質バイオマス利用及び関連機器の販売。

森林関係を業とする起業の育成業務。

環境産業や公益企業の雇用の促進・創出に関する業務。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生及び団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、会の目的に賛同する意思確認のほか特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員・学生会員・賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 脱会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時。

(3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上20人以内

(2) 監事 1人以上5人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(顧問)

第14条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、代表理事長が委属する。

3. 顧問は、高度な専門的知識をもって、この法人の運営に寄与する。

4. 相談役は、重要事項に関し、本会の相談に応ずる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 1 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 . 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 . 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第 1 8 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 1 9 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 2 0 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 . 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 . 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることができる。

(事務局)

第 2 1 条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 . 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 借入金(その事業内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営。
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3. 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(書面表決者又は表決委任者を含む)がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 第 1 6 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召集)

第 3 5 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 . 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 6 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 3 7 条 理事会における議決事項は、第 3 5 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 . 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 8 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 . やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 . 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 . 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 9 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収入及び支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後に、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2. 前条第1号の理由により、この法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、事業の清算に係る委員会を設けて、譲渡先を決定するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	砂山 弘			
副理事長	守屋 元志	高橋 壽昭	宗 雄司	
理事	佐藤 勝見	土門 玲子	村上 修一	
	守屋 護	佐藤 一彌	渡邊 智恵子	
	池田 眞佐子	斎藤 均	高橋 弘哉	
監事	小松 靖和	熊谷 芳則		

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から、2004(平成16)年12月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から2003(平成15)年12月31日までとする。
7. この法人の設立当初の年会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年会費(一口)	3,000円
学生会員	年会費(一口)	1,000円
賛助会員	年会費(一口)	10,000円

以上、原本と相違ないことを証明する。

平成 15 年 2 月 1 日

申請人 山形県酒田市上安町 2 丁目 2 0 番 1 号
特定非営利活動法人
庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

理事長 山形県酒田市南新町 2 - 1 - 10

砂山 弘 (印)